

第8日目（6月20日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	6番	百武	辰美
7番	中尾	尊行	8番	石峰	実
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	藤川	法男	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中村 和彦 主任書記 樋口 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副町長	松下 幸人
総務課長	村川 浩記	商工振興課長	澤田 健一
企画財政課長	前川 芳徳	税務課長	朝長 哲也
住民福祉課長	山口 博道	健康推進課長	本山 征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長 義之	建設課長	楠本 和弘
水道課長	堀池 浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈 三恵子
農業委員会会長	福嶋 文徳	教育長	岩永 聖哉
教育次長	福田 博治	給食センター所長	林田 孝行
総務課長 総務班係長	松添 博	企画財政課長 財政管財係長	坂本 昌俊

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第2回波佐見町議会定例会第8日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第22号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 議案第22号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての概要説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第22号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成29年度波佐見町の一般会計補正予算（第2号）は次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、総額を59億2,500万円とします。地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によることとします。今回の補正は、当初予算に反映できなかった補助及び助成事業等が採択されたことに伴うものや、学校設備改修、その他緊急を要するものと、それらの財源について所要額を計上しております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。変更といたしまして、自然災害防止事業、限度額170万を260万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更はござい

ません。これは野々川郷の県営石原地区自然災害復旧防止事業費の増加に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

7ページ、歳入の13款、2項、2目。民生費国庫補助金でございますが、96万6,000円の増額でございます。これは臨時給付金の給付事務に伴う経費について、その財源が交付決定されたものでございます。

次のページ、18款、1項、1目。繰越金でございますが、今回の補正予算を編成するに当たり、その財源調整といたしまして、繰越金の中で補正額443万4,000円を計上しております。

次ページをお願いいたします。

19款、4項、3目。雑入ですが、これは地域活性化センターからの助成事業1件、170万、それから自治総合センターからの助成金、コミュニティ助成事業としての助成金2件につき500万、トータル670万円を増額いたします。

次のページをお願いいたします。

これは先ほどの地方債の補正で申し上げました、県営の石原地区自然災害防止事業費が増額したことに伴いまして町の負担金も増額しております。その負担増に伴う財源として90万円の増額を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

2款、1項、6目。企画費の中で19節。負担金補助金の増額でございますが、これはコミュニティ助成事業の中で対象となりますのは鹿山の雷神太鼓保存会によります備品整備でございます。これは従来は直接事業主体への補助がなされておりましたが、昨年から自治体を經由しての補助ということになりましたので、歳入及び歳出ともに計上させていただくという格好になっております。

13ページをお願いいたします。

5款、1項、2目。勤労福祉会館管理費、ここも先ほど申しましたコミュニティ活動備品の購入費でございますが、これは自治会長会が申請いたしました各自治会での貸出備品についての助成事業254万6,000円の増額となっております。

14ページをお願いいたします。

6款、1項、5目の土地改良費90万円の増額でございますが、これは先ほどから起債のほうで申し上げておりますが、県営石原地区自然災害防止事業の負担金が、全体事業費が増額

することによって町の負担金が増額したものでございます。90万の増となっております。

15ページ、お願いいたします。

7款、1項、3目。観光費170万の増でございますが、これは先ほど歳入のほうで申しました地域活性化センター助成金の170万円を財源といたしまして、それぞれの費目にその経費を、所要額を計上しております。事業といたしましては、移住定住おもてなし事業という名目で取り組む予定でございます。

続いて、16ページから17ページにかけましては教育費でございますが、各学校におけますセキュリティ強化に伴う各学校のLAN工事や備品等についてそれぞれ所要額を計上しております。

以上が第2号の補正内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

ページを申し上げますと、16ページ、17ページですけど、10款、2項、1目からの案件ですけど、教育費の中のこの各学校のLAN工事、また備品購入ということで上がっておりますが、そもそも、この計画自体はいつの段階でなされたんですか。もう新年度予算を過ぎまして、まだ2カ月しかたたないのに、こういうLAN工事含めた備品等について緊急にそういう案件が出てきたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

本年3月に町長部局、役場側の情報セキュリティが強化されまして、その、特にメールのやりとりでございますが、県と教育委員会は専用の回線でメールのやりとりをしています。一方、教育委員会と学校は公衆回線、インターネットの回線を通じてメールのやりとりをしておりますが、国のほうから公衆回線はなるべく使わないほうがいいという通達が3月に参りまして、4月に入りましてその辺の学校のヒアリングをして、今回の情報セキュリティの強化というふうになったものでございます。既に教育委員会と学校のほうは専用回線で結んでおりますので、それに接続する専用のパソコンとプリンターを購入するものと、その事務室と職員室を結ぶLANの工事でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

13ページをお願いします。13ページの5款、1項、2目、これの18節になります。これのコミュニティ活動備品購入費というのがありますが、先ほど自治会での貸し出し事業ということでお話しされました。多分これは勤労福祉会館の3階の放送設備と、あとテーブル、いす、これも含めての額だと思いますが。今現在、教育委員会のほうでもテーブル、いすのほうを貸し出されていると思いますが、ここは所管がちょっと違うと思うんです。別々で、そこあたりの皆さんにどんな感じで説明されるのか、そこあたりが何かもう決まっていらっしゃいましたら、御説明のほど、お願いします。

それと、15ページ、7款、1項、3目、これの8節になります。フードコーディネーターの謝礼とございますが、これが49万5,000円あります。こちらの説明をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず1点目ですけれども、13ページ、5款、1項、2目のコミュニティ活動備品購入費ですけれども、議員おっしゃるとおり、勤労福祉会館の3階の音響設備と会議用テーブル、折りたたみいすの購入を予定しております。その音響設備についても貸し出しができるような、移動ができるような設備ということで考えております。それで、教育委員会のほうにも同じような貸し出しの備品がありますけれども、こっちは自治会が中心となっているんなイベントだったり行事だったり、そういったものを中心とした貸し出しの方法ということで、詳細のルールは自治会長会議の中でいろいろ協議をしながら今後決めていきたいと思っております。

それと、15ページの事業ですけれども、これは国の地域活性化センターの助成事業を活用した事業でありまして、フードコーディネーターの謝礼ということでは49万5,000円ですけれども、非常に発信力が高い、通常のフードコーディネーターじゃなくて、予定しているのが佐世保市出身で、元NHKのBSのアナウンサーだった方を、非常に発進力がある方を講師に招いてこの事業の指導をしていただくということでこの経費を計上しております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

15ページをお願いします。7款、1項、3目。観光費でございますけども、13節の委託料にモニターツアー業務の委託料60万を今回減額しまして、そして移住定住交流推進支援事業委託料ですか、88万5,000円ということで組んであるわけでございますが、この事業の違いと、どんな違うのかですね。そして、また3月の当初予算を編成する時点でこういったことが想定できなかったのか、この辺についてお伺いをします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

15ページの委託料ですけども、当初、モニターツアー業務委託を当初予算で組んでおりました。それを執行する予定だったんですけども、今回その地域活性化センターの移住定住おもてなし事業が採択されまして、ばらばらにこの事業をやるより、この移住定住おもてなし事業の中にモニターツアーを組み入れることによって効果を上げようということで、組み替えを行っている次第であります。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

予算計上について、当初予算に反映すべきではなかったのかというふうな御質問かと思えますけれども、この事業につきまして、先ほどのコミュニティ事業もあわせてですが、これは一般社団法人でしたかね、地域活性化センター、あるいは先ほど申しました外部の自治総合センター、これは非常に採択枠が厳しゅうございまして、かなり採択される条件が厳しいのであろうと。もし採択された場合については予算の組み換えにおいて対応するというふうなことを原課において説明しておりましたので、今回のような措置になったところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

そういたしますと、このモニターツアー業務というのも、上の移住定住交流推進支援事業

ですか、こちらのほうに入り込んで、この事業そのものは継続ということでございますかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

お見込みのとおり、この委託料の中にこの部分、60万の部分が含まれているという理解でよろしいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

先ほどの質問の回答をいただきましたけども、16ページの10款、2項のほうの項目なんですけども、ここに各学校等、上がっております、ここのその4目ですか、ごめんなさい、5目ですね。5目の中央小学校の教育振興費のほうについては学校設備工事費等は上がっていません、その他については上がっているんですけど、その説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

恐れ入ります、ちょっと質問の内容を確認したいのですが、まず東小学校の学校設備改修工事、4目、そして中央小学校管理費学校設備改修工事、7目、南小学校学校設備改修工事は上がっておるんですが、そのほかの内容でありますでしょうか。済みません、恐れ入りますが。

○3番（三石 孝君）

5目のほうですね、ごめんなさい。中央小学校。済みません、私のほうが間違っております。中央小学校、東小学校、南小学校という形で上がっております、私の、4目と5目のほうを合体して見なくちゃいけない分についてちょっと見落としておりました。撤回します。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第23号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 議案第23号 波佐見町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第23号について説明をいたします。

議案第23号 波佐見町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例。

波佐見町特定個人情報保護条例及び波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年6月13日提出。

提案理由でございます。さらなる効率化と利便性の向上が見込まれる分野について、マイナンバーの利用の範囲の拡大や活用を図るため、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

まず、今回の条例改正でございますけれども、次ページをお願いいたします。今回は1法律の改正に伴いまして、波佐見町の2本の条例の改正をこの改正条例で行うものでございます。

まず、法律改正の趣旨でございますが、さらなる効率化と利便性の向上、こういった文言

が入っておりますが、マイナンバーの利用範囲の拡大を図ることが大きな目的でございます。法律の中では二つの項目が追加をされているということになっております。

まず、法律の改正の中身について説明をいたします。手元に資料をお配りしておりませんが、法律では第19条第8号というものと、それから第26条、この2本が追加をなされております。この追加の意味につきましては、地方公共団体が行う独自利用事務において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とするための規定ということになっております。

その二つの条文が追加をされたことに伴います本町の条例の影響分がこの別紙に書かれているものでございます。波佐見町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例。

まず、1項めが、第1条としておりますが、波佐見町特定個人情報保護条例の一部改正でございます。

波佐見町特定個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第6号中、第2項の次に、「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第29条において同じ。）」を加える。

第29条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第30条第1項第1号オ中「第28条」を「第29条」に改める、でございます。

まず、1項めの第2条第6号中の規定は定義でございます。情報提供等記録とはという言葉がございまして、その定義の改正が行われております。

それから、3番目の第30条1項中云々のにつきましては、法律の第26条が新設挿入をされたために第27条以下が繰り下げとなりまして、引用している条文を改めるものでございます。

次に、大きな二つ目でございます。第2条といたしまして、波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第9号」を「法第19条第10号」に改める。これは番号法の第19条8号が新設挿入をされたために以下の番号が繰り下げられるため、引用条文を改めるものでございます。

また、次の第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。これも同様の理由でございます。

なお、本条例の施行につきましては、附則といたしまして、公布の日から施行するという

ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号 波佐見町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第24号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、議案第24号について説明をいたします。

議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年6月13日提出。

提案理由でございます。農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員会委員の報酬の改定及び新設された農地利用最適化推進委員報酬を設定するため本条例を改正するものであります。

次ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中、農業委員会会長、これは同じくとしておりますが、月額です。月額2万1,600円、委員、月額1万7,900円を、農業委員会の会長は月額2万1,600円、年額加算、予算の範囲内で町長が定める額。委員については月額1万7,900円、年額加算、予算の範囲内で町長が定める額。加えまして、農地利用最適化推進委員、月額1万4,400円、年額加算、予算の範囲内で町長が定める額に改める。

附則、この条例は平成29年7月20日から施行するものでございます。

なお、今回のこの特別職の報酬関係に関する条例の一部改正につきましては、特別職報酬審議会を5月25日に開催をいたしまして、5月29日付で審議会の会長から答申がっております。年額の報酬加算部分について新たに設けられておりますけれども、この部分については情報が少なく、不明の部分が多いために、今後不均衡が見られた場合については見直しを行うこと。この部分についてが付記されております。

なお、報酬審議会の中身につきましては、これまで減額をされてきました、全体的に減額をされております本町の特別職の報酬関係でございますが、それもこれまで減額されてきた経過、あるいは他の委員とのバランス、それから他市町とのバランス、それから今回は農業委員関係について審議をしていただきましたけれども、担っていただいております業務に対する額が適当なのか、そのあたりのところを検討をしていただきました。

答申の中では、近隣町との格差、業務量の増大などもあるものの、現状のままとすることに関しやむを得ないものとする。さらに、既存の農業委員との業務量の割合から、農地利用最適化推進委員については農業委員のおおむね8割程度とすることが妥当である。それから、さらに加えて報酬の中に年額加算があり、現時点での年額加算は不明とのことでもありますので、今後報酬の不均衡等が見られた場合については随時見直しを行うこと。これらのことが加えられておまして答申をいただいておりますことを申し添えて、説明を終わります。

たいと思います。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

石峰議員。

○8番（石峰 実君）

今、総務課長から説明があったわけですが、この年額加算というのは不透明であるって言うても、ほかの特別職とのバランスから見て、この委員だけが特別に年額加算って、これは町長が上げようということであれば年額をぼんと出すというようなことも考えられるわけですね。ここのあたりについての、不透明と言いながら、ほかの委員とのバランス、このあたりはどうかのですかね。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

年額加算という2段組のそういう報酬の立て方をいたしておりますが、今回の新しい法制度に基づく内容につきましては、基本的には農地利用の最適化の推進ということが農業委員会の必須事務ということになったわけでございます。そういったことで新しく農地利用推進委員という委員も設定をされて報酬も支給するようになったわけですが。

主に現場活動というのは、農地の集積であったりとか、耕作放棄地の解消であったりとか、そういったものの活動に対する加算でございます。この加算につきましては、新しく農地利用最適化交付金という国からの財源措置がありまして、年間どういった実績を出していくか、そういった実績を見ながら、年度末にそういった実績の評価を加えながら算定をしていくというようなことで、国レベルの予算枠があるんですけども、それが全国的に上がってきたときに、果たしてどれだけの単価で支給をされるのかというのが不透明だということの先ほど説明があったかと思いますが、そういうふうに2段組の規定をつけておかないと、先ほど申しました最適化交付金の対象にならないというような内容でございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

関連でありますけど、報酬は、現時点ではやむを得ないと。そして、また推進委員さんに関して80%ということで、さっき石峰議員も質問されましたが、それは不透明ということで、その報酬は他の市町村を見てということでしたので、どこの範囲を見ながらその額を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

県下の各市町の報酬を調査をいたしておるところでございますが、市町によっては農業委員と同額にしているところもあれば、中には60%とか70%とかまちまちなんですよね。その設定の仕方が。そういったことで、そういった割合の平均的な部分を捉えまして、おおむね農業委員さんとは同等にはいかないだろうというような、役割とか、そういう内容からしましてもですね。そういったことで、県下の平均的な部分が80%というふうなことでございましたので、そういった設定をさせていただいております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

関連の質問になりますけども、今、御回答いただきました中には、今回の農地利用最適化推進委員に関する、その国の交付金との関係で、この2段階の報酬の内容になったという御案内ですけども、この農地利用最適化推進委員のその交付に当たっても、この推進委員さんだけでなく、その農業委員会の会長含めて、委員さんの部分も2段階は必要性があるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今回の改正によりまして、ただいま御質問があったように、農地利用最適化推進委員さんだけの活動ではなくて、農業委員さんも含めて、そういった耕作放棄地の解消であったりとか、農地集積の活動であったりとか、両方含めたところの設定が必要でありました。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、今回の条例改正について御説明させていただきます。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したのでこれを報告し承認を求めます。

平成29年6月13日。波佐見町町長、一瀬政太。

2ページをごらんください。

専決第1号 専決処分書、波佐見町税条例の一部を別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日。

専決理由としまして、平成29年3月31日付で地方税法の一部が改正公布され、平成29年4月1日から施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

3ページ目から実際の改正分でございますけれども、ちょっとわかりにくくございますので、16ページ目から始まります新旧対照表に沿って御説明いたします。議案と一緒に送付しました改正概要をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、16ページ、17ページ目の第33条、第34条の旧の改正について御説明いたします。これは株などの配当益と売り買いをした際の譲渡益の申告についての改正となっております。

16ページ、第4項が株からの配当所得の改正となっております、その下の6項が譲渡所得の改正となっております。なお、全体を通してでございますけれども、改定分につきましては、総務省から示されましたひな形に沿った形で改正して、右側が現行、左側が改正案となっております。それと、あと改正される箇所につきましては下線で示してありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

第36条の2の改正について御説明いたします。

次ページ、18ページの4行目にあります第34条の7の規定、これにつきましては寄附金控除の規定でございますけれども、ここに追加条文がっております。NPO関係の条文が追加されてございます。

続きまして、18ページ目の第48条から、21ページ目の第50条までの改正について御説明いたします。

これは延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の改正がなされております。法律の改正によりまして主に文言の修正等が行われております。

続きまして、21ページ目をごらんいただきたいと思います。

第61条の改正について御説明いたします。第8項めにあります第349条の3の4の条項が新たに地方税法に設けられたことによりまして改正でございます。これは震災等により滅失した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例が新たに加えられたことによりまして改正となっております。震災等の被害を受けた償却資産については、4年間、2分の1に減額されるという新たな規定となっております。昨年発生しました熊本震災からさかのぼって適用されるということでございます。

続きまして、22ページの第61条の2の改正について御説明いたします。これは全国的に問題となっております待機児童解消のために保育の受け皿となる施設につきまして固定資産税の減額を行う規定が新たに追加されております。第28項は家庭での保育をする施設、第29項

が居宅訪問型の保育施設、第30項は事業所内保育施設となっており、全て2分の1に減額されるという規定となっております。

続きまして、63条の2の改正についてでございますけれども、これも都会での話となってくると思われますが、60メートルを超えるいわゆるタワーマンションと呼ばれる住居で上層に行くほど高くなるという実際の取引価格を反映させ、固定資産税についても上層が高くなると設定できるという改正となっております。

続きまして、63条の3と、24ページの74条の2の改正について説明いたします。これも、この二つも震災関係の改正となっております、震災が起りまして被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災した土地がやむを得ない理由により住宅用地として使用できない場合であっても住宅用地の特例を受けられるように、その土地を住宅用地としてみなすことができる期間が2年から4年に延長されるという改正が行われるものでございます。ちなみに住宅用地の特例と申せば、200平米までが6分の1に課税されます。それを越えた床面積の10倍までが3分の1の課税という、そういったその住宅用地、住宅がなくなっても住宅用地の特例を受けられるというような改正がなされております。

続きまして、25ページをごらんください。

附則、第5条の改正について御説明いたします。これは税の申告や年末調整を行う際に配偶者控除、または配偶者特別控除を受けられる給与の額が31年の申告から引き上げられて、これに伴いまして控除対象配偶者という文言が同一世帯生計配偶者という文言に変更されるものでございます。具体的に申しますと、夫婦共働きの場合、現在では配偶者の給与が110万未満の方は33万の住民税の所得控除が現在は受けられておりますけれども、この給与110万が155万までに引き上げられます。それと、給与ですね。これ以上の給料をもらっていらっしゃる方も配偶者特別控除ということで、先ほどの33万の控除ではなく、給与が増えるに従って控除額も段階的に引き下げられますけれども、その配偶者特別控除の最高額も現在は141万までが3万円の控除ということになっておりますけれども、こちらの141万も引き上げられて、201万までが3万円の控除が受けられるようになるということでございます。また、その主たる給与の方、旦那さんになるかと思っておりますけれども、その方の給与が1,120万を超えればこれらの控除額も3分の2に減額されます。1,170万を超えますと3分の1、1,220万を超えるとこの控除は受けられなくなるということでございます。こちらについては31年の申告から適用されるということでございます。

続きまして、附則第8条の改正について御説明いたします。これは肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例がさらに3年間延長されるというものでございます。特例の内容としましては、1頭当たり100万未満の販売額で年間1,500頭未満の販売があられた場合は、所得税、住民税の免除が受けられるという制度でございます。

続きまして、第10条の改正について御説明いたします。先ほどの21ページの61条でも御説明しましたが、震災の関係で新たに349条の3の4という条項が新設をされたことに伴いまして、10条のところにあります第15条の3の2という条項も新たに新設されまして、それに伴う改正によるものでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

第10条の2について御説明いたします。こちらについては地方税法附則第15条、固定資産税の課税の特例という項目がありますが、その中にある第27項が削除されたことによります項ずれが発生しておりますので、その項のずれを修正するとともに、26ページの最後、17項と次ページの18項が新たに追加されております。17項につきましては、29年4月1日から31年3月31日までに新設されます国の補助対象となります企業主導型の特定事業所内保育施設について5年間固定資産税が2分の1に減額されるというものです。また、18項につきましては、同じく31年3月31日までに設置された都市公園緑地法の認定を受けた都市緑地について、3年間固定資産が3分の2に減額されるというものでございます。

続きまして、27ページから30ページまでの第10条の3でございますけれども、これにつきましては、29ページでございます第9項の法附則第15条の9の2の条文が新たに追加されたことによる改正となっております。耐震改修、または省エネ改修等が行われました認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書の規定等が改正となっております。これにつきましては1年に限り3分の2に減額されるというものでございます。

続きまして、30ページ、第16条から、31、32ページまでの第16条の2の改正について御説明いたします。これはグリーン化特例、環境性能に応じて取得した軽自動車の税金が減額されるというものでございますけれども、この適用期間が2年間、31年3月31日までの購入した新車まで延長されることに伴っての改正となっております。30ページの第5項は電気自動車、31ページの第6項につきましては、2020年度までの燃費基準をプラス30%達成した軽自動車、第7項というのが、その燃費基準をプラス10%達成した軽自動車という項目になりまして、

それぞれ75%、50%、25%軽減されるということでございます。なお、16条の2につきましては、昨年でしたか、某メーカーが燃費の不正表示という問題が発生しましたけども、そういった際、この減額された分はそういったその原因者負担と、そういったメーカーの原因者負担という規定が新たにこの16条の2で設けられております。

続きまして、32ページ、16条の3の改正でございますけども、これも当初に説明しました株の関係ですね。株の配当譲渡益関係に伴う改正となっております。

続きまして、33ページの第17条の2でございますけども、これは優良住宅造成のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得についての特例がさらに3年間延長されるという内容となっております。

続きまして、34ページの第20条の2と第20条の3から、35ページの最後まで改正でございますけども、こちらについても先ほど言いました株の配当、もしくは譲渡所得の改正によるもので、こちらについては外国の方の申告に関する改正ということになっております。

最後に36ページの附則第5条による改正と、38ページの附則第6条による改正につきましてちょっと御説明をいたしますけれども、こちらにつきましては、軽自動車の税制改正が26年3月にやっております、それに伴いまして第82条と附則第16条の改正がなされております。それと、昨年、消費税の引き上げが2年半延長された、29年4月1日から31年10月31日までと、2年半延長されたことに伴いまして、28年の12月にもこの軽自動車税の関連条文の改正を行っておりますけども、36ページの右側の現行をごらんいただきたいんですけども、その附則第6条の上から3段目でございますけども、左側が新条例附則第16条第1項の表、第82条第2号ア、その隣が第82条第2号アとなっておりますけれども、これはちょっと議案にはございませんけども、これと関連する、対象とする関係条文で附則第16条というのがございますけども、この16条の改正について、ここの部分が第82条という条文が除かれて、ただのと言ったらおかしいですけども、第2号アという条文になっております。ここの附則第6条で、先ほど言いました附則16条の間で同じ項目が、ちょっと条文が不一致が発生しているということが後でわかりまして、今回、その条文の不一致を発生しているものを解消するための改正案ということで、総務省のほうから、36ページから最後の39ページまでの改正案が示されましたので、それに沿って改正を行うものでございます。

以上で御説明を終わりたいと思います。御審議のほどよろしく願いたいと思います。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案25号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第26号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第26号 平成28年度波佐見町の一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、ここに報告し承認を求めるところでございます。

平成28年度の一般会計補正予算（第6号）は次の定めるところによります。

歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ1億2,100万円を減額し、歳入歳

出それぞれ61億8,000万円とします。

繰越明許費の補正でございますが、これらの追加及び変更は第2表繰越明許費補正によります。

地方債の補正につきましては、第3表によります。

今回の補正は、一般会計への最終補正として、決算見込みによる事業費の増減とそれに伴う財源補正を行い、あわせて見込まれる決算余剰金の特定目的基金への積み立てが主でございます。

次の2ページから5ページは、款項区分ごとの歳入歳出予算の補正額をお示ししております。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正で、平成28年度内の執行状況によりまして、年度内に完了できない2件の事業の追加と4件の事業について、それぞれの繰越額の増減を行っております。

次ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正でございます。それぞれの事業費の変更等に伴いまして、起債対象額に対する借入可能な充当率で、いずれも限度額の減額補正を行っております。起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款、1項、1目の個人住民税が392万4,000円の増額、それから法人住民税につきましては1,159万円の増額、これは収納実績見込みによる増額補正を行っております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページ、1款、4項、1目の町たばこ税でございますが、これは消費実績に見合う増額が、207万9,000円の増額がっております。

次に、15ページをお願いいたします。

15ページの地方譲与税から21ページの自動車取得税交付金までは、当初予算におきましては地方財政計画に基づきます伸び率を考慮して計上しておりましたが、3月最終交付額の実績に基づきまして補正するものでございます。それぞれ増減額がございます。

続いて、22ページをお願いいたします。

9款、1項、1目、地方交付税でございますが、これは3月に交付されました特別交付税

の増額によります966万円の増額補正を行っております。

続いて、25ページをお願いいたします。

11款、2項の分担金負担金、それから26ページ、27ページの使用料手数料、これらも年度内の収納実績見込みで、補正を行っております。

続いて、28ページをお願いいたします。

13款、1項の国庫負担金から、36ページ、14款の県支出金につきましては、対象となります各事業費の実績によりまして、所定の率、あるいは額によりまして増減があっておりますので、それらの補正を行っております。当然のことながら、これらの増減に伴いまして、歳出の増減もあっております。

続いて、39ページをお願いいたします。

16款、1項の2目、ふるさとづくり応援寄附金、俗にふるさと寄附でございますが、これは実際のふるさとづくり応援寄附金が、当初予算計上の5,250万から、ここに計上しております4,582万5,000円となりましたので、その差額についての減額補正を行っております。それから、商工費寄附金につきましては、ポートピアの事業に対する協力寄附金で131万2,000円の増額となっております。

続いて、次ページをお願いいたします。

17款の繰入金につきましては、それぞれの事業の財源として繰入金を予定しておりましたが、今回の決算見込みによりまして、ある程度の決算余剰金が見込まれましたので、繰り入れはそれぞれの額、ここに計上しています補正額分、減額をしております。トータルで5,880万円の繰り入れをやめたという、減額したということになります。

続きまして、45ページをお願いいたします。

町債でございますが、これは地方債の補正の中で申しましたとおり、それぞれの事業費が動いております。そういったものの中で不用額についての充当できる額、あるいは不用額についての減額を行っております。全体で2,980万円の減額でございます。

次に、歳出に移りますが、歳出につきましては、各担当課から説明をします。まず、企画財政担当分について御説明をいたします。

47ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費の5目、財産管理費でございますが、25節の積立金、庁舎建設積立金として3,000万円を予定しております。これに伴います28年度末の積立残額は

約4億8,000万円となります。

それから、その2段下の6目、企画費の13節、委託料の100万円の減額でございます。これは情報番組制作委託料、これはさきの4号補正でしたか、3号補正でしたか、計上させていただいておりましたが、これは制作会社とテレビ局の間においてなかなか意見調整ができずに実施できなかったということで、今回は事業を取りやめたものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款、1項、同じく企画費の中の19節、負担金補助金でございますが、地域振興事業補助金、それから60周年記念事業補助金につきましても、それぞれ執行残につきまして減額をさせていただきますいております。

次に、49ページの15目、ふるさと納税管理費でございますが、これは寄附金の減額に伴いまして、それぞれ、それに見合う所要経費について減額をしております。

それから、その下の16目、定住促進事業費につきまして、19節の621万2,000円の減額でございますが、結婚新生活支援事業費補助金、これは国、県の補助をいただきながら実施することとしておりましたが、申請がなく実績がゼロだったために、全て減額、216万の減額をいたしております。それから、定住奨励金につきましても不用額の減額を、405万2,000円減額を行っております。

以上、企画財政課について御説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課関係の予算について説明をいたします。予算書は76ページをお願いいたします。

9款、1項、3目、消防施設費の中で19節の消火栓設置費負担金100万円を減額をいたしております。これは水道課が実施をいたします管渠の更新等の事業に合わせまして必要な箇所については消火栓の設置をいたします。その部分についての費用負担を水道事業のほうにするわけですが、28年度につきましては、諸般の事情によりまして施工の実績がなかったということで、100万円のそのままの金額を減額をいたしております。その他の総務課所管の予算につきましては、おおむね100万を超えるような補正額はありませぬので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で総務課を終わります。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、住民福祉課関係の御説明をいたします。

ページは55ページをお願いいたします。

3款、1項、2目。老人福祉費、19節。負担金補助及び交付金でございますけれども、285万4,000円の減額としております。主なものといたしまして、ねんりんピック実行委員会運営事業費負担金の140万8,200円の減としておりますが、これは昨年10月に開催しましたねんりんピック、インディアカ交流大会の運営経費の減によるものでございます。

その下の3目。障害者福祉費、13節。委託料の124万2,000円の減、主なものといたしまして、日中一時支援事業委託料で119万2,000円の減としておりますが、事業の実績によります執行残額の減でございます。

その下の19節。負担金補助及び交付金で490万4,000円を減額しております。その主なものといたしまして、東彼地区保健福祉組合負担金、地域生活支援事業としておりますが、406万3,000円の減額をいたしております。これにつきましては、平成27年度までは、この地域生活支援事業につきましてNPO法人に事業委託を行ってございましたけれども、平成28年度になりましてこの法人がちょっと手を引かれた関係から、福祉組合が直営で事業を運営することになりまして、人件費相当額の一部が不用になったものでございます。

次のページをお願いいたします。

20節。扶助費でございますけれども、1,844万4,000円の減額といたしておりますが、右のほうに内訳がありますけれども、大きな金額の減額をしておりますが、全て事業の実績によります執行残額の減額を行っております。

次のページの6目。臨時福祉給付費の19節。負担金補助及び交付金で、366万円の減額としております。年金生活者支援の臨時福祉給付金につきましては312万円の減としておりますけれども、これも実績に基づく不用額の減でございます。次の23節。償還金利子及び割引料でございますけれども、ここは430万8,000円の増としておりますが、これは過年度臨時福祉給付金の補助金返還金ということで、27年度実績に伴う国の補助金の返還金でございます。

続きまして、次のページ、58ページをお願いいたします。

3款、2項、1目。児童福祉総務費、19節。負担金補助及び交付金の中の交付金で728万1,000円を減額といたしております。主なものといたしまして、認定こども園特別支援教育

事業費補助金で346万1,000円の減としておりますが、これも事業実績による執行残額の減額でございますけれども、当初想定をしておりました障害児がかなり減ったということでございます。一番下の障害児保育事業費補助金で177万9,000円の減としておりますが、これにつきましては、これもある園の2名分の障害児に対する保育の補助金を予算化しておったのですけれども、最終的には、園の運営費補助金の中にもチーム加算という障害児の支援費があるのですけれども、最終的にはそれを選択されたということから、この障害児保育事業費の補助金はそのまま減額としたものでございます。

その下の20節. 扶助費、254万3,000円の減。主なものといたしまして、福祉医療費、児童・生徒分としておりますけれども、子供福祉医療と呼んでおりますが、232万1,000円の減額でございます。これも実績に基づきまして不用額を減額しております。

それから60ページをお願いいたします。

4款、1項、5目の環境衛生費、7節. 賃金で120万4,000円を減額してございまして、環境美化作業員の賃金ということでございますけれども、平成28年3月末におきまして、3年の雇用期間を終えられた方がおられまして、新規の雇用を行うべく募集をかけたのですけれども、10月まで応募がなく、3名体制で作業していただいた経緯がありまして、その1名の賃金分の不用額をここで減額いたしております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

続きまして、健康推進課関連の補正について説明をしたいと思います。

55ページをお開きください。

3款、1項、2目. 老人福祉費のうち15節. 工事請負費です。414万円の減額としておりますが、これにつきましては、折敷瀬郷に設置しました介護予防ルームの改修工事が終了しまして、その執行残の整理となっております。

続きまして、60ページをお開きください。

4款、1項、3目. 母子衛生費のうち13節. 委託料になります。母子健康診査委託料の170万の減額ですが、これも実績に伴うものです。

健康推進課は以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の予算を説明をいたします。

64ページをお願いいたします。

6款、1項、3目、農業振興費の中の19節、負担金補助金ですが、その中の新構造改善加速化事業費補助金215万6,000円の減でございます。これはアスパラハウスの建設事業費でございます。実績に伴う減でございます。

それから、5目の土地改良費の中の14節、77万9,000円の増額でございますが、これは鬼木地区の美しい農村再生支援事業、国の国庫補助でやった事業でございますが、若干、重機の借り上げ、あぜコンクリートをやったわけですけども、最終段階で少し重機が不足したということでの予算を計上いたしております。それに伴う、上の燃料費も13万4,000円計上いたしております。

主なところは、農林課は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、商工振興課関連の予算を説明いたします。

68ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、19節の補助金ですけども、窯業人材育成等産地支援事業補助金130万1,000円の減額であります。これについては、窯業人材の研修生の研修月数の減と募集経費の減ということになっております。同じく21節、貸付金、中小企業振興資金貸付預託金750万円の減、創業支援資金貸付預託金750万円の増ですけども、これについては、一つの銀行において創業支援資金の貸付が好調で、貸付の預託枠がオーバーしそうになりましたので、余裕があった中小企業振興資金のほうから組み替えを行ったものであります。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、続きまして建設課関係の主なものについて説明をさせていただきます。

74ページをお願いいたします。

8款、土木費、4項、3目の土地区画整理事業費でございますけれども、15節、工事請負費1,139万3,000円、22節の3,274万1,000円の、合わせて4,413万4,000円の減額を行っており

ます。これは前回の補正予算においても説明しておりますが、補助事業で当初3億円を計上しておりましたが、内示額が補正も合わせまして1億586万円でありましたが、追加内示を期待をいたしまして、全ての減額ということにはしておりませんで、1億5,000万円については3月の補正で減額を行っていました。しかしながら、追加内示がなかったことから、残りの分について今回減額補正を行っているものでございます。

次のページをお願いいたします。

75ページですが、5項の住宅費、1目、住宅管理費につきましては、想定していましたほどの修繕、補修等がありませんでしたので、実績によりまして不用額となりました176万円を減額をいたしております。

2目、住宅建設費についても同様に実績により不用額219万4,000円を減額をしております。

85ページをお願いいたします。

85ページ、11款、災害復旧費、2項、1目の公共土木施設災害復旧費につきましては、実績により不用額となりました163万7,000円を減額をしております。

建設課関係は以上です。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会関係の補正について御説明いたします。

今回の補正は中学校設備改修事業に係る繰越明許費の追加と年度末の執行残の整理が主なものとなっております。

それでは、予算書に基づき、主要な項目について御説明をいたします。

6ページをお開きください。

6ページ、第2表繰越明許費の補正でございます。今回、中学校設備改修工事について240万の追加を行っております。これは中学校の武道館の改修事業の事務執行に伴い3月に予定しておりました事業について年度末の工事ができなかったことから、29年度に繰り越すものでございます。なお、執行については29年度予算とあわせて現在中学校側と調整を行っておりますが、3月議会で御指摘をいただいたトイレの洋式化もこの当該予算で行いたいというふうに考えております。

歳出について御説明いたします。

77ページをお開きください。

10款、1項、2目。事務局費の補正でございます。11節。印刷製本費131万円の減でございます。これは小学校3年生から6年生の社会で使います副読本「わたしたちの波佐見町」についてでございますが、平成28年度が4年に一度の改訂時期でございましたが、改訂する箇所が比較的少なく、安価に制作したための減額でございます。

次、19節。負担金補助金及び交付金、幼稚園就園奨励費補助金103万8,000円の減額でございますが、現在、幼稚園就園奨励費補助金は町外の幼稚園に就園する際に交付をしておりますが、実績による減額となっております。25節。教育施設整備基金積立金3,000万の追加でございますが、今後、東小学校プール改修工事や総合文化会館の改修を計画していることから基金の積み立てを行ったところでございます。なお、28年度末の残高についてでございますが、1億9,955万5,000円となっております。

次、78ページから83ページの2項。小学校費、3項。中学校費、4項。社会教育費、5項。保健体育費の各目の補正でございますが、執行残の整理でございます。なお、82ページの11節でございますが、3月補正後に発生した修繕費等を計上しております。

以上、教育委員会関係の補正でございました。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

60ページをお願いします。

今、御説明をいただきました、5目の環境衛生のところ、環境美化委員の方がなかなかこう、28年の3月までで終了したと。10月まで7カ月間、ちょっと応募がなくということで、3名でなされた金額がこれだけの減額ということで、やはり予算を上げている以上はそれだけの必要性があるものですから、例えばシルバー人材センターとかに頼むとか、その期間です。それとか、その応募が少なかったというのは、労働に関してその賃金のほうが多少安くてもなかなか手がないのかなということもちょっと考えておりますけど、お願いいたします。

それと、68ページをお願いいたします。

商工振興のほうで今説明がありまして、19の負担金ですね。補助金及び交付金の。人材育成のことで、やはり窯業人材のほう不足しているということで、いろんな手当あたりもし

ていただいておりますけど、説明によりますと、研修の月数が少なかったとかですね。ちょっと私、聞き取りにくかったのですが、PR不足とかなんかおっしゃったような感じがしましたんで、やはりここはなり手がいないという切実な窯業関係の話ですので、やはりもう少ししっかり充実をしていただきたいと思いますけど、御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、60ページの環境衛生費、環境美化作業員の賃金のことで御質問がございましたけれども、さきに申しましたとおり、28年の4月から新たな雇用を図るべく、ちょっと募集をかけていたのですけれども、全然応募に乗ってくださる方がいらっしゃらなくて、やむなく4月から9月までの間は3名体制でしてもらったわけでございます。その間もずっと応募はかけていたのですけれども、なかなかあらわれてくださらなかったと。

その間、4名体制を3名体制でということで非常に厳しい状況であったのですけれども、特に繁忙期の8月、お盆前後にかけては、各課から作業依頼がちょっとあって、非常に厳しいスケジュールであったのですけれども、そういった場合には無理がないようにということで、環境美化作業員さんの手が回らない部分はシルバーさんに委託をしていたというところでございます。

賃金がちょっと安いんじゃないかというようなことだったのですかね。通常の臨時雇用職員の時給に対しまして、この環境美化作業員さんの賃金の時給単価は100円ぐらいちょっと多い単価で上げております。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

68ページの窯業人材育成等産地支援事業の減額でございますけども、そもそも、まず1期生の3名の研修生が28年の9月末で2名、任期満了で終了しています。あと10月末で1名が終了いたしまして、当然その次の2期生の募集も夏、7月ぐらいから募集を開始しまして、10月から研修をスタートさせる予定で事業を行ってございましたけれども、採用した2名の研修生の都合等もありまして、11月からのスタートになったということで、ここで2カ月分の研修が減ったということです。それで、もう一人の28年度の3人目の研修生についても、当初この11月から始まった二人のときに3人募集をしたのですけれども、なかなか集まらなくて、29年の2月から3人目がスタートしたということで、この辺で何カ月分、5カ月分の減

額が生じてしまったということです。

それと、募集経費の、PRじゃなくて募集経費の、募集経費、これを募集するときに、例えば有料求人サイトとかリクナビとかマイナビとか、いろいろ、かなり何十万かけて募集する方法もありますけども、その方法で最初予定をしていましたけども、フェイスブックとかホームページとか、そういった方法に切りかえをしたため、節約ができたということです。この事業に対しては、業界一同になって、決して手を抜いているわけではありませんので、しっかりやっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

その環境美化に関して、その賃金は多少高いということでしょうけど、規定は規定なんでしょうけど、最近はかなりの猛暑で、なかなかそういうなり手もないんじゃないのかなと感じもしておりますんで、いなかったら、いなかった部分で、シルバー人材センターですか。あそこら辺と協力とか、もし今後もそういう機会があれば御相談をなさっていただきたいと思います。

そして、窯業人材なんでしょうけど、卒業された方は大体窯業の一番基礎となる生地業という方向性で研修をされておりますけど、実際どういうふうに研修を終えた方々はなさっているのか、お答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

研修を終えられた3名ですけれども、一人はそのまま研修先の生地の現場のほうで引き続き仕事をされております。あと一人については、焼き物関連の事業所に勤務をされて、そこで生地以外の部分も販売に関しても同時に研修をされているところであります。あと一人の研修生については、当初窯元のほうの生地部門のほうに、圧力鑄込みのほうの仕事のほうにつかれましたけれども、股関節をちょっと痛められて継続がちょっと難しくなりましたので、その方については退職をされているという状況であります。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

城後議員。

○1番（城後 光君）

ページが60ページの4款. 衛生費、1項. 保健衛生費の3目. 母子衛生費の母子健康調査委託料の170万円の減額なんですけども、これは1人当たり10万円だと思うので17人のマイナスだと思うんですけども、当初見込まれたよりも多分受けられる方が少なかったんだと思うんですけども、こういった要因でこういう形という分析をされていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

この要因ということですけども、実際にこれを受けられる方の感触といたしますか、そういったものにもよると思うんですけども、実績としましては113名ということで受けられておりまして、単価がちょっと大きいので、ひどく受けていないような形があるんですけども、うちとしては、本人さんがどのような形でされているかどうかということになるので、こちらからのアピールといたしますか、情報提供はちょっとしているので、その辺は御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

47ページをお願いします。

総務管理費の一般管理費、13節. 委託料でございますけども、職員健康診断委託料がマイナス19万4,000円、それから職員研修会開催委託料がマイナスの18万7,000円ということで、どちらも減額してあるわけですが、まず、職員健康診断の委託料につきましてですが、割り戻しますと、大体87%程度の受診率、金額にしてですね。金額にして87%ぐらいの受診率かと思えます。これが実際にどのくらい職員等は実施されているものかですね。逆に言えばどのくらい実施されていないのか。こういったことと。

それから職員研修会の開催でございますが、18万7,000円の減額ですけども、研修はいろんな角度からなされているかと思えますけども、この開催委託料の内容ですね。こういったところに委託をされて、どういうふうな目的での研修会ということになっているのか。そして、これが今回実施されなかった理由と申しますか、これはどういうことなのか。こういっ

たことについてお尋ねでございます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員健康診断の委託料についてですけれども、予算取りは職員の数相当分を全て計上いたしておりますが、ちょっと手元に実績の数字がありませんので正確な数字はお答えできませんけれども、今おっしゃったように予算に比較して87%でございますので、おおむね9割程度が受診をしているということになります。特に正規の職員だけではなくて、受診をいたしておりますのは、その他社会保険に加入をいたしております臨時の職員も入っております。そのあたりの人数の増減も若干ありますけれども、やっぱり当日どうしても受診できない方があります。それから、そういった受診できなかった方については、別の日の町が実施をいたしております総合健診の日に合わせて再受診を要請をすとか、そのような形でできるだけ100%に近いような受診に心がけている状況でございます。

それから、もう1点の職員研修会の開催で、これを18万7,000円減額をいたしておりますが、この分については、当初の予算は独自で講師を呼んで開催をするということで計画をいたしておりましたけれども、長崎県の市町村振興協会、そちらのほうにニーズ研修という制度がございまして、町が単独、もしくはほかの団体、地方公共団体と市町と一緒に研修をすれば、その部分についての職員の派遣費については一定の額、恐らく20万程度、20万から25万程度だと思いますけど、その講師の派遣旅費の助成ができますよと、そういう制度があったものですから、その制度を活用させていただいて実施をいたしておりますので、今回の独自に上げました研修費が不用になったと、そういう状況でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

49ページをお願いします。

49ページの2款、総務費の1項、総務管理費の中で、これの19節、これの結婚新生活支援事業補助金というのが216万ほど上がっております。これが先ほどの御説明では申請がなかったということですが、これはどういった分析をなさっていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

49ページの19節の結婚新生活支援事業費補助金の減額につきましてですけれども、その分析はということですが、この申請、実績がなかった、一定の所得要件がございましたし、ある程度期間も少し短かったと。町としましては広報誌によるPRを2回、周知を2回、それから戸籍の窓口によります周知、これはビラをつくりまして、婚姻届に来られた方についてはお知らせをしたというところまではしたわけですが、制度内容についての理解が進まなかったのかなということも考えられますが、一つは所得要件に該当しないというふうに判断されたのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

先ほどから出ています、窯業の人材育成ですね。68ページ、窯業人材育成等産地支援事業費補助金、なかなかその募集しても集まらないという部分もあるということなんですけども、この事業自体が今後どうなっていくのかというのを、確か県の方が来られて、今ヒアリングとかをされていらっしゃるというふうに聞いておりますが、何か方向性が、次の段階があるのかどうかというところを、もしわかればお伝えいただきたいと思います。

それと、これは基金のことについてなんですけど、47ページ、2款、総務費ですね。1項、5目の25節、積立金ですね。3,000万、庁舎建設基金積立金とあります。それから77ページの10款、1項、2目の25節、積立金3,000万ありますけども、教育施設整備基金積立金とありますが、こういう積立金に3,000万、3,000万、回されますけども、例えば500万ずつ減額して1,000万を、例えばその自治会あたりからの要望に回せるような考え方というのはないのかどうかですね。そういう検討はされたのかどうか。そういう基金ではないと言われてもそうかもしれないですけど、一時、例えばその財調に積んでおいて、そういう重要で、あるいは緊急なその予算のほうに回すことを考えられなかったかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

68ページの窯業人材育成等の事業ですけども、この事業が平成27年度から開始をされておりました、今、2期生が研修をしておりますけども、県のこういった補助金のサイクルとい

うのは大分3年がサイクルでありまして、今、県の担当ともずっと協議をやっている状況であります。ただ、こういった事業については、3年といっても、もう少し長いスパンで、目で見えていかないといけないと感じていますので、少し制度の中身ももうちょっと考えて、いい方向での4年目以降ができるような、産地としては要望を行ってきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、基金の取り扱い方と、それから自治会の要望に対する予算の反映の仕方という御質問かと思いますが、今回この庁舎建設基金に3,000万、それから教育施設整備に3,000万の積み立てを行っておりますが、これは御存じのとおり、公共施設等総合管理計画を立てておまして、40年間の管理の中で押しなべて、大体一律更新をすると、年間6億強の更新費が必要になるというふうな試算が出ておりますが、そういったもののためにもある程度の財源として基金の積み立てが必要かというふうに考えております。

それから、そういったものを減額して自治会からの要望額に反映させてはどうかということでございますが、この最終補正の専決では、予算をつけてもどうせ執行する見込みはございませんので、今回の補正では対応は不可能でございます。あわせてその48ページをごらんいただくと、地域から要望があります各地域振興事業補助金につきましても執行残が発生しているような状況ですね。でございますので、今回のこの専決をする中で増額補正は厳しいと。おっしゃったように繰越金として、あるいは財調として積み立てて、地域の要望に反映してはどうかというお考えですが、これは当然、今回の自治会長会の中でも話をしましたが、今、こういった自治会からの要望につきましては地域振興事業補助金にて対応しておりますが、今回特に有線放送あたりの整備の更新が各地区始まってくると、大規模な改修が始まるということで、そういったものの補助率も今回それぞれアップをさせていただいております。そういったことで、年度内における事業量は需要額が増えてまいりと思いますので、それらについては今後の補正におきまして対応していくという答弁をしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

基本的な考え方は企画財政課長が言ったとおりでありまして、地元の要望については可能な限り、できるだけ応えていくようにいたしております。それと同時に、今、非常に道路が

傷んでいるところが目立つわけですね。9月に、8月に交付税が決定をいたしますので、9月の補正においてはできるだけそういった道路等の維持補修に予算を回すようにということで指示をいたしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほどの職員の健康診断委託料の件について、一応報告をさせていただきますが、受診をした職員の数は、一般職、それから臨時職員を含めまして142名でございます。一般職員が106名ですので、若干受けなかった職員も何名かあると思いますけれども、受診率はかなり高いところにやっているとっております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

またさらに窯業人材の件なんです、今のその仕組みといいますか、人材育成の分が非常に業界全体としてまだ見えにくいといいますかね。もちろん先ほど言われたように、期間が長くなると見えないんですけども、やはり今のままでの長期化というのはちょっとどうかと私は思っているのです。ですから、やっぱり変えていかないと見えてこないんじゃないのかなと思いますので、その辺を含めてよく検討していただきたいなと。せっかくこういう予算がついていますので、効果のあるものにしていただきたいなと思います。

それから、先ほどから、企画財政課長からのそのお話のように、そういう形だと思うんですけども、やはり積立金に回すだけではなくて、より、今、何に一番使ったらいいかということ考えていただきたいなと思いますので、いつもその部分の予算の使い道のところを先に考えていただいて、もちろん将来のそういう基金というのも必要だと思いますので、そのバランスをうまく考えながら、しっかりした予算立てをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

この窯業人材の制度についても、いろいろ使いにくいところもあって、産地のニーズにしっかりやっていないところもありますので、その辺は制度を改良しまして、なるべく生地の

人材が育つようなそういった環境をつくっていききたいというふうに思っておりますし、また、これは生地業だけの問題ではないということで、産地全体が生地屋さんから窯元さん、また商社さんに至るまで全ての関係者に関係するということで、そういったところからのいろいろな負担金とか、そういった部分も含めて協議をしていかないと、当事者意識を持って臨んでいただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

太田議員がおっしゃるように、単純に基金に積み立てるだけじゃなくて、地元の要望にお応えしたしっかりした町の財政運営を図っていききたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6～8 議案第27号～議案第29号

○議長（今井泰照君）

日程第6．議案第27号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第8．議案第29号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第27号 専決第3号 平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をするものでございます。

内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,629万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,400万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款．国民健康保険料、1項、1目．一般被保険者国民健康保険料に1,005万8,000円を追加し、2目．退職被保険者等国民健康保険料から916万4,000円を減額するものです。これは平成28年度の精算見込みによるものです。

9ページをお願いいたします。

3款．国庫支出金、1項、1目．療養給付費等負担金について、平成28年度概算交付決定により2,176万4,000円を減額しております。

10ページをお願いいたします。

3款．国庫支出金、2項、1目．財政調整交付金について、平成28年度交付決定により1,939万4,000円を減額しております。

11ページをごらんください。

4款、1項、1目．療養給付費交付金について、平成28年度退職被保険者療養給付費等の概算交付決定により647万1,000円を追加しております。

13ページをごらんください。

6款．県支出金、2項、1目．県財政調整交付金について、平成28年度交付決定により3,634万2,000円を追加しております。

14ページをお願いいたします。

7款. 共同事業交付金、1項、1目. 高額療養費共同事業交付金については929万6,000円を減額し、2目. 保険財政共同安定化事業交付金については6,722万1,000円を減額しております。これは実績によるものです。

15ページをごらんください。

9款. 繰入金、1項、1目. 基金繰入金については4,000万円を減額し、基金繰入金をゼロ円としております。これは次年度繰越財源として見込んでいた予算額に近い繰越金額が今回の決算で見込めたことから、基金の取り崩しを取りやめたものです。

19ページをお願いいたします。

11款. 諸収入、4項、2目. 第3者納付金について、交通事故等に伴う第3者行為の実績に伴い、今回は実績が少のうございましたので170万1,000円を減額しております。

次に、歳出でございますが、23ページをお願いいたします。

2款. 保険給付費、1項、1目. 一般被保険者療養給付費から8,127万8,000円、2目. 退職被保険者等療養給付費から366万5,000円を減額しております。それぞれ医療費の減額に伴う決算見込みによるものです。

24ページをお願いいたします。

2項、1目. 一般被保険者高額療養費から293万4,000円、2目. 退職被保険者等高額療養費から348万8,000円を減額しております。それぞれ決算見込みに伴うものです。

次のページをお願いいたします。

4項、1目. 出産育児一時金については、実績に伴い126万円を減額しております。実績は12名となっております。

29ページをお願いいたします。

7款. 共同事業拠出金、1項、2目. 保険財政共同安定化事業拠出金について、実績に伴い1,999万9,000円を減額しております。

30ページをお願いいたします。

8款. 保健事業費、1項、3目. 保健事業費から257万9,000円を減額しております。この主な理由といたしましては、管理栄養士の雇用形態を嘱託で考えておりましたが、先方からの希望により短時間労働扱いとなったことから減額となったものです。

31ページをお願いいたします。

2項、1目．特定健康診査等事業費について、平成28年度特定健診受診者数が希望数に達しなかったことに伴い、504万1,000円を減額しております。

以上で、平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議案第28号 専決補正第4号 平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をするものでございます。内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,280万とするものでございます。

8ページをお開きください。

歳入でございます。繰入金についてですが、事務費繰入金につきまして、実績に伴い23万3,000円を減額しております。

10ページをお願いいたします。

5款、3項、2目．雑入の諸収入ですが、後期高齢者医療広域連合から支払われる交付金について、それぞれ実績に伴い調整をしております。健康診査委託料につきまして、受診された実績をもとに後期高齢者医療広域連合から支払われる委託料60万円及びそれに伴う事務費を12万円減額し、後期高齢者医療の周知等の事業に対する費用として27万9,000円を加え、44万1,000円としております。

11ページをごらんください。

歳出でございます。

健康診査委託料につきましては、先ほど歳入で申しましたが、実績に伴い60万円の減額をしております。

以上で、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第29号 専決第5号 平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,313万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,525万円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款. 支払基金交付金、1項、1目. 介護給付費交付金について、平成28年度精算見込みにより2,117万1,000円を減額しております。

8ページをお願いいたします。

6款. 県支出金、2項、1目. 介護予防事業に係る地域支援事業交付金について平成28年度精算見込みにより239万1,000円を減額しております。

9ページをごらんください。

8款. 繰入金、1項、1目. 介護給付費繰入金について、介護給付費の平成28年度精算見込みにより1,113万円を減額しております。

5目. その他一般会計繰入金については、一般事務費22万2,000円、介護事務費136万9,000円をそれぞれ減額しております。これらはそれぞれ事業の平成28年度精算見込みによるものです。

10ページをお願いいたします。

同じく2項、1目. 介護給付費準備基金繰入金から2,400万円を減額し、ゼロ円とするものです。これにつきましては、介護給付費の平成28年の精算見込みにより基金の繰り入れが不用になったものです。

13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款. 保険給付費、1項. 介護サービス等諸費について、次のとおり減額をしております。

1目. 居宅介護サービス給付費から4,200万円の減、3目. 地域密着型介護サービス給付費から1,300万円の減、5目. 施設介護サービス給付費から1,600万円の減、8目. 居宅介護住宅改修費から200万円の減、9目. 居宅介護サービス計画給付費から400万円の減、これらは各種介護サービス給付費の精算見込みによるものです。

14ページをお願いいたします。

同じく2項、1目. 介護予防サービス給付費から500万円を減額しています。介護予防サービス給付費の精査見込みによるものです。

15ページをお願いします。

5項、1目. 高額医療合算介護サービスから200万円減額しております。高額医療合算介護サービス費の精算見込みによるものです。

16ページをお願いいたします。

6項、1目．特定入所者介護サービスから1,300万円を減額しています。特定入所者介護サービス費の精算見込みによるものです。

17ページをお願いいたします。

3款．地域支援事業費、1項、3目．新総合整備事業について、113万1,000円を減額しています。精算見込みによるものです。

19ページをお願いいたします。

6款．基金積立金、1項、1目．介護給付費準備基金積立金に3,600万1,000円を追加し、3,611万2,000円とするものです。これは平成28年度、歳計余剰見込み金を基金に積み立てて、次年度以降の介護給付費の増嵩に対応するためのものです。

以上で、平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第29号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第30号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第30号 専決第6号について説明申し上げます。

平成28年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

平成28年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,539万7,000円とするものでございます。

また、地方債の補正として、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。今回は決算を見込んだ補正で、歳入では受益者負担金、下水道使用料の増額と一般会計繰入金及び町債の減額であり、また歳出では建設費の減額となります。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、限度額を変更するものでございます。公共下水道事業に係る起債の限度額を2,460万円を補正後は2,330万円と130万円の減額するもので、建設費の事業実績によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容を事項別明細書により説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入の補正でございますが、1款、1項、1目、下水道負担金でございます。補正額を43万5,000円を増額し、補正後を788万1,000円とするもので、受益者負担金の納入によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、下水道使用料、補正額を16万6,000円増額し、補正後を7,652万4,000円とするものです。下水道接続件数の増による使用料の増となります。

12ページをお願いいたします。

7款、1項、1目、下水道事業債、補正額を130万円減額し、補正後を2,330万円とするものです。下水道工事の実績により借り入れの減額となったものです。

13ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款、1項、1目、一般管理費、補正額を187万3,000円増額し、補正後を3,138万7,000円とするものです。主なものとして、27節の公課費、消費税及び地方消費税を196万6,000円を増額するものです。これは下水道料金の収入が多く、工事費が少なくなったために消費税の納付となったものです。

次ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、管渠建設費、補正額166万3,000円を減額し、7,326万3,000円とするものです。15節、工事請負費、入札減等で工事費請負額が130万3,000円となっております。減額ですね。なお、給与手当等について、16ページ、17ページに明細を掲載しておりますが、時間外手当の減額を行ったものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第31号

○議長（今井泰照君）

日程第10. 議案第31号 波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とするについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、議案第31号につきまして御説明を申し上げたいと思いますが、その前に2枚目で資料を添付をいたしております。1カ所訂正がございますので、訂正をお願いします。中ほどに法律施行規則を書いておりますが、そこでイ、ロ、ハ、へとか書いておりますが、ロの事項の中で、認定農業者の行う耕作又は養蓄の事業と書いておりますが、この蓄の文字がくさかんむりが要らない畜になりますので、訂正方、お願いをいたします。

それでは、議案第31号につきまして御説明を申し上げます。

波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とするについて。

波佐見町農業委員会委員の選任に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定に基づく委員の過半数を認定農業者で占めることができない場合について、同法律施行規則第2条第1号への規定により、下記の者を認定農業者に準ずる者とするについて議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める者の事項。

へ、農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの。

平成29年6月13日提出。

提案理由でございます。

農業委員の過半数を認定農業者で占めることができないため、法令の規定に基づき、認定農業者に準ずる者をもって充てることについて、議会の同意を求めるものでございます。

資料をごらんください。今回、新制度に基づきまして、新しく任期がことしの7月20日からスタートするわけですが、1月に募集をかけまして14名の顔ぶれが出そろっておりますが、ただいま申しましたように、14名のうち8名は認定農業者が占めるように法律でなっておりますが、今回、推薦とか、あるいは応募された14名の中の認定農業者は6名であったということで、2名不足をいたしておりますので、この法律施行規則の例外事項がございますので、この事項の議会の承認を求めるものでございます。

資料をごらんください。まず法律の抜粋をいたしております。

第8条、第1項につきましては、農業委員は市町村長が議会の同意を得て任命するという内容でございます。

次の第5項の中に、市町村長は第1項の規定による委員の任命に当たっては次の事項に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならないということで、ここで定数の半分以上は認定農業者が占めなければならないという規定がございますが、次のただし書きに、その区域内における認定農業者が少ない場合、その他農林水産省令で定める場合はこの限りでないということでございます。

まず、一号には認定農業者である個人、二号には認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人ということで、今回上がってきた方には、一号の認定農業者である個人が5名、二号の認定農業者である法人の業務を執行する役員、これは農事組合法人の理事もこれに該当いたしますので、この方が一人いらっしゃいます。合わせて、認定農業者等と申しますが、6名いらっしゃいますが、それ以外のあと2名不足をいたしますので、次の農業委員会等に関する法律施行規則によってその不足分を補うというものでございます。

第2条、法第8条第5項、ただし書きの農林水産省で定める場合は次に掲げるものとするということで、第一号に、当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、委員の過半数を法第8条第5項各号に掲げる者、又は次に掲げる者について当該市町村の議会の同意を得たときには認定農業者に準ずる者と

ということになるということでございます。

本町の認定農業者の数は61名でございますので、ここの条文からいけば、定数の8倍を掛けますと14名の8倍は122人、これを下回れば、この条項に基づいて議会の同意を得ればその認定農業者に準ずる者ができるという内容でございますので、このイロハの中の今回承認を求める、同意を求める内容はへの欄でございます。アンダーラインを引いております。先ほど申しましたように、農業の振興に関する国または地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものという、この条項の承認、同意を求めるものでございます。

その中で、地方公共団体の計画というところで、下のほうに書いております、人・農地プランというのを平成24年度から国の事業としてスタートした計画でございますが、これは高齢化や担い手が心配される地域農業の課題について、集落や地域の話し合いによって将来的な農地利用の設計図として取りまとめたプランでございます。

このプランにつきましては、毎年見直しをしているものでございます。地域の農業の中心的役割を果たす方をこのプランの中で担い手として位置づけているものでございます。

今回、顔ぶれの中には、この人・農地プランの担い手として位置づけをされている方が3名いらっしゃいます。その方を認定農業者に準ずる者ということで、今回御提案を申し上げるものでございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

川田議員。

○10番（川田保則君）

今ありましたように認定農業者が61名いらっしゃる中で、過半数に足りないということで、こういう措置をとられましたけれども、こういう状態で今後の農業委員会の事業に支障が出るのか、それとも大したことはないよというふうに考えるのか、そこら辺をお願いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

当然地域によっては認定農業者が少ない地域もございます。そういった地域の状況を踏まえてこういった法律の例外規定が設けてあると思いますので、この施行規則のそういう方であれば認定農業者としての位置づけがされておりますので、私としては農業委員会の運営に

は支障はないものと考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

関連した質問になりますが、あくまでも例外規定ですよ。できればやっぱり例外規定じゃないほうが好ましいとは個人的には思うわけでございまして、先ほどの説明ですと、6名の中に準ずる人が3名いますから、実際は認定農業者は3名ということになりますか。そこからまず。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

認定農業者は6名です。今回の法律の規定からいけば6名いらっしゃいます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

そうしますれば、61名おる中で過半数の8名を選任できないというのは、ちょっと今回はいろいろな諸般の事情で仕方ないところもあるのでしょうか、例えばその推薦の仕方だったり、地区から上がってくる推薦の仕方だったり、今までの慣例がありますからなかなかできないんでしょうが、61名もいらっしゃいますんで、次回からはできれば認定農業者が過半数を占めるようなやり方に変更をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

この制度改正の内容につきましては、いろんな機会を捉えて、自治会長会であったり、認定農業者の会議であったり、周知を図ってきたところでございますが、当然、皆様方もそのことは承知の上で人選をしていただいたというふうに理解をいたしておりますが、いろんな地域性とか人材とか考慮すべきものがあるでしょうから、結果的にこういうふうな形になったということでございますので、今後は御指摘があったような形で、可能な限り認定農業者の人選をお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

関連でございますけど、波佐見町も駄野地区あたりの圃場整備あたりも新しく進めるということで、いつでしたか、農業のほうにも力を入れるというふうな御説明をお聞きしました。当然ながらその農業委員というのを、さまざまな問題を解決し、またまた導くものでありまして、同じ質問になるかもしれませんが、やはり余りにも6名というのは少な過ぎると思っております。要因はさまざまあるよと言いましょうけど、具体的って難しいでしょうけど、どういうふうな問題があって、こういう少なかった認定農業者の数になったのか、御説明をお願いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

結果的にこういった形になった理由というのが明確にお答えが難しいのかなと思いますが、今、現職の農業委員さんであっても、六、七名ぐらいが認定農業者の資格を得ていらっしゃるという状況でございますので、おおむね現状は確保しているのかなというような思いをいたしておりますが、先ほども質問があったように、やはり本町農業の中心的な役割を担っていただきますので、今後はそういう認定農業者、きちっとした資格を持っていらっしゃる方をこちらの農業委員会の行政に活躍をしていただきたいというように思っておりますので、今後はそういった方針でやっていきたいと思っております。

○13番（藤川法男君）

当然ながら、そういうふうをお願いしたいのですが、農業認定者というのを国の方針をもって、機械とか、さまざまな補助にも相当なその額を国から支出、補助をいただいているということですから、そういうことも関して、積極的にとは言いませんけど、さまざまな会とか、そういう機械等の補助の説明とかあるときには、やはり農業委員の方はこういうふうな有利な補助があるということも認識されるようなお話を進めていただいて、今後とも、せめて半分以上はできるような体制をつくっていただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

理想は認定農業者が多いほどいいわけですが、やっぱり地域性があるものですから、この農業委員の選出におかれましても、各地域から推薦をしてきていただいたという背景がございますので、そういった地域に認定農業者がもし多ければその可能性も高くなるんですけども、少ない地域とか、全くいらっしゃらない地域とかあれば、なかなか認定農業者で占めることが困難になるような形になるんですけど、認定農業者の制度の周知につきましては、今後、農業委員会等を踏まえて、制度周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とするについてを採決します。

本案に同意の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

日程第11～24 議案第32号～議案第45号

○議長（今井泰照君）

日程第11. 議案第32号 波佐見町農業委員会委員の任命についてから、日程第24. 議案第45号 波佐見町農業委員会委員の任命についてまでを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは、議案第32号から45号まで通して説明をいたします。

まず、議案第32号でありますけれども、波佐見町農業委員会委員の任命について。

下記の者を波佐見町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、波佐見町川内郷126番地1。氏名、太田龍夫。昭和27年3月14日生まれ、65歳であります。

資料として略歴をつけておりますが、まず農業の状況でありますけれども、耕作面積、田が3.2ヘクタール。主な作物が水稻、アスパラガス。認定農業者は該当でございます。

主な経歴ですけれども、職歴として、会社員を勤められた後、農業をされております。役職歴が、波佐見町農業委員として、平成20年から23年までと、平成26年から現職でございます。

次に、議案第33号 同様に農業委員の任命でございますけれども、住所が波佐見町鬼木郷1135番地。氏名が平田末雄。昭和23年12月15日生まれ、68歳でございます。

略歴といたしまして、農業の状況でありますけれども、耕作面積が、田が0.7ヘクタール、畑が0.23ヘクタール、主な作物は水稻であります。認定農業者は非該当でありますけれども、先ほど議案第39号に決定いただきましたけれども、人・農地プランで位置づけされた農業者でありますので、準認定農業者ということでございます。

主な経歴は、職歴、会社に勤められた後、農業をされております。役職歴が、波佐見町農業委員を平成23年から26年まで務められております。

次に議案第34号でございますけれども、同じく住所が波佐見町小樽郷518番地。氏名が松添正吾。昭和27年4月10日生まれ、65歳であります。

略歴ですけれども、農業の状況が耕作面積、田0.5ヘクタール、畑0.1ヘクタール、主な作物、水稻。認定農業者は非該当でありますけれども、この方も人・農地プランに位置づけられた農業者であるということで、準認定農業者であります。

主な経歴が、職歴が会社員を勤められた後、農業をされております。役職歴が、波佐見町地区農業推進委員を平成19年から現在まで務められております。

議案第35号、同じく、住所、波佐見町村木郷680番地。氏名、岩永康則。昭和25年12月27日生まれ、66歳であります。

略歴ですけれども、農業の状況が耕作面積、田4.85ヘクタール、主な作物は水稻、認定農業者は該当であります。

主な経歴として、職歴が会社員勤めをされた後、現在農業をされております。役職歴が波

佐見町農業委員を平成26年から現在まで務められております。

続きまして、議案第36号、同じく、住所、波佐見町長野郷675番地。氏名、尾上昭徳。昭和21年11月5日生まれで70歳でございます。

略歴が、農業の状況ですけれども、耕作面積、田が1.2ヘクタール、畑が0.35ヘクタール。主な作物が水稻と露地野菜。認定農業者は非該当であります。この方も人・農地プランで位置づけされた農業者でありますので、準認定農業者となります。

主な経歴が、職歴が団体職員を勤められた後、現在農業をされております。役職歴が波佐見町農業委員を平成26年から現在まで務められております。

議案第37号、同じく、波佐見町長野郷708番地。氏名、里山耕治。昭和31年10月18日生まれ、60歳であります。

略歴が、農業の状況でございますが、耕作面積、田0.37ヘクタール、主な作物、アスパラガス、認定農業者は非該当であります。

主な経歴、職歴が団体職員を勤められた後、農業をされております。役職歴が、県央農協の理事、平成25年から現在まで。それから県央農協アスパラガス部会長を平成22年から24年まで務められております。波佐見町農業委員として平成25年から現在まで務められております。

次に、議案第38号、同じく、住所が波佐見町折敷瀬郷1719番地。氏名、田川政道。昭和22年4月25日生まれ、70歳であります。

略歴は、農業の状況で、耕作面積が、田0.5ヘクタール。主な作物が水稻。認定農業者は該当であります。個人としては認定をされておきませんが、農業法人、組合法人ですね。

この経歴の中にありますけれども、職歴が、会社員勤めをされた後、現在農業をされていると。役職歴が、農事組合法人折湯の理事されておきまして、認定農業者として該当するということでございます。波佐見町農業委員として平成26年から現職でございます。

それから、議案第39号、波佐見町農業委員会委員の任命についてですけれども、住所が波佐見町岳辺田郷1017番地。氏名、松林一夫。昭和25年6月24日生まれ、66歳でございます。

略歴としまして、農業の状況が耕作面積、田3.8ヘクタール、畑0.2ヘクタール。主な作物が水稻。認定農業者該当であります。

主な経歴としまして、職歴が会社勤めをされた後、農業を現在されております。役職歴が、波佐見町議会議員を平成12年から24年まで3期しておられております。それから農業組合法

人岳辺田の副代表理事でございます。平成27年度から現職でございます。

それから、議案第40号でございますが、同じく、波佐見町金屋郷147番地4。氏名、田川武人。昭和26年8月28日生まれ、65歳であります。

略歴ですけれども、農業の状況が耕作面積、田、0.53ヘクタール、畑、0.05ヘクタール。主な作物、水稻。認定農業者は非該当であります。

主な経歴として、職歴が、会社勤めの後、農業をされております。役職歴が、波佐見町農業委員として平成26年から現職でございます。

議案第41号でございますけれども、同じく、住所が波佐見町田ノ頭郷357番地。氏名、松澤弘記。昭和27年10月24日生まれ、64歳でございます。

略歴ですけれども、農業の状況が、耕作面積、田、2.53ヘクタール、主な作物が水稻、アスパラガス。認定農業者は該当であります。

主な経歴が、職歴が会社勤めの後、現在農業をされております。役職歴が、農事組合法人たのかしらの役員、平成27年から現職であります。

それから、議案第42号でございますけれども、同じく住所が波佐見町志折郷496番地1、氏名が前田好紀。昭和35年11月20日生まれ、56歳であります。

略歴でありますけれども、農業の状況、耕作面積が田、0.98ヘクタール、畑、0.2ヘクタール。主な作物が水稻とアスパラガスであります。認定農業者、該当であります。

主な経歴、職歴が農業をされております。役職歴が波佐見町農業委員として平成23年から現職でございます。

議案第43号、同じく住所、波佐見町湯無田郷80番地。氏名、土橋誠。昭和23年3月20日生まれ、69歳であります。

略歴が、農業の状況でありますけれども、耕作面積が、田、0.7ヘクタール、畑、0.01ヘクタール。主な作物は水稻。認定農業者は非該当であります。

主な経歴が、職歴が農業でございます。役職歴が下湯無田地区の実行組合長ということでございます。

以上12名が地区から推薦をされた方でございます。

それから、議案第44号でございますけれども、同じく、住所が波佐見町折敷瀬郷1419番地。氏名が山口栄子。昭和28年2月8日生まれ、64歳でございます。

略歴は、農業はされておられません。したがって認定農業者は非該当であります。主な経歴

としまして、会社勤めの後、主婦で主婦業をなさっておられます。

役職歴が、JA波佐見東支店の婦人部長を平成28年から務められております。

それから、最後でありますけれども、議案第45号、同じく、住所が波佐見町川内郷67番地。氏名が松添信子。昭和27年4月24日生まれ、65歳。

略歴ですけれども、この方も農業はされておられませんので、当然、認定農業者ではありません。非該当です。

主な経歴が、職歴が幼稚園教諭をされた後、現在主婦業をされております。

役職歴が、波佐見町教育委員会委員を平成14年から平成22年まで2期務められております。それからJA波佐見南支店の婦人部長を平成28年から現職でございます。

この以上のお二人の方は募集に応募された方でございます。

地区推薦が12名、応募によるものが2名の14名でございます。

先ほどの議案第31号で説明等がっておりますように、認定農業者が6名、準認定農業者が3名、計9名、その他が5名ということでございまして、過半数が認定農業者で占めるという法律をクリアすることになります。

このことにつきまして、以上14名につきましては、5月31日に波佐見町農業委員候補者評価委員会を開催をいたしてございまして、その中で全員、人格、識見ともに農業委員で適任であるという評価をいただいておりますことを申しつけておきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに、議案第32号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第32号は同意することに決定しました。

次に、議案第33号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

次に、議案第34号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

次に、議案第35号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

次に、議案第36号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

次に、議案第37号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

次に、議案第38号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第38号は同意することに決定しました。

次に、議案第39号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

次に、議案第40号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第40号は同意することに決定しました。

次に、議案第41号 波佐見町農業委員会の委員についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第41号は同意することに決定しました。

次に、議案第42号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第42号は同意することに決定しました。

次に、議案第43号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第43号は同意することに決定しました。

次に、議案第44号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第44号は同意することに決定しました。

次に、議案第45号 波佐見町農業委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

日程第25 議案第46号

○議長（今井泰照君）

日程第25. 議案第46号 波佐見町固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

議案第46号について説明いたします。

波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、波佐見町井石郷1359番地。氏名、宮川豊。昭和28年10月27日生まれ。現在63歳であります。

現在、太田正憲さんが、29年6月30日の任期でありますけども、その後任として選任をするものでございます。

略歴としましては、学歴が、昭和47年3月に長崎県立佐世保東商業高等学校を卒業されて、その後、本町役場に入庁されておりまして、平成17年4月に税務課長、それから19年4月1日に住民福祉課長、平成20年4月1日に議会事務局長、平成22年4月1日に総務課長で、26年の3月31日をもって定年退職をされております。公職歴については下記のとおりでございます。

税務課長も経験をされておりますので、人格識見ともにこの固定資産評価審査委員に適任であるということがございますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第46号は同意することに決定しました。

日程第26 議案第47号

○議長（今井泰照君）

日程第26. 議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは、議案第47号について説明をいたします。

波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を波佐見町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所が、波佐見町長野郷2325番地。氏名、三岳利之。昭和28年4月19日生まれ、現在64歳であります。

三岳氏は、平成26年7月25日からことしの7月24日まで、現在、固定資産評価委員としてお務めになっておられますので、引き続き平成29年7月25日から選任をするものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第47号は同意することに決定しました。

日程第27～28 報告第1号～報告第2号

○議長（今井泰照君）

日程第27. 報告第1号 平成28年度波佐見町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてから、日程第28. 報告第2号 平成28年度波佐見町一般会計予算繰越明許費計算書の報告についてまでを議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、まず報告第1号について申し上げます。

平成28年度波佐見町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について。

平成28年度波佐見町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款、1項の事業名は旧公会堂耐震補強修復事業でございます。継続費の総額は2億304万円でございます。28年度の継続費予算額につきましては8,121万6,000円。このうち支出額は6,729万4,152円、残額の1,392万1,848円をそのまま翌年度に通次繰越とするものでございます。財源につきましては、右に記載のとおりでございます。

続きまして、報告第2号 平成28年度波佐見町一般会計予算繰越明許費の繰越計算書の報告についてでございます。

平成28年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

めくっていただいて、計算書をごらんいただきたいと思います。

ここに掲載しております10の事業につきまして、次年度へ繰越明許として繰り越すものでございます。翌年度の繰越額は、総額につきましては3億407万9,000円、その財源につきましては右に記載のとおりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（今井泰照君）

以上2点は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第29 発議第2号

○議長（今井泰照君）

日程第29. 発議第2号 九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

発議第2号

平成29年6月20日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 尾上和孝

賛成者 波佐見町議会議員 太田一彦

九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書（案）

標記について、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由。

九州新幹線西九州ルートの子陽新幹線への直接乗り入れを確実に実現するとともに、将来的には全線フル規格化を視野に入れた検討を進めるよう、国に対し意見書を提出するものでございます。

別紙

九州新幹線西九州ルートを整備促進に関する意見書（案）

九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であるとともに、本町及び長崎県内の活性化につながる極めて重要な役割を担うものであるため、その開業が期待されています。

この西九州ルートは、フリーゲージトレイン（FGT）の導入を前提に武雄温泉一長崎間の工事实施計画が許可され、平成34年度の開業に向け工事が進められています。

しかし、FGTの開発について、平成26年10月に開始された耐久走行試験において台車の磨耗等のふぐあいが発生し、平成27年10月には、国から「平成34年中に量産車を導入することは困難である」との見解が示されました。これを受けて、平成28年3月に関係六者による「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方にかかる合意」がなされ、平成34年度に武雄温泉駅での新幹線と在来線特急との対面乗換方式（リレー方式）により暫定開業することとなっています。

なお、FGTについては、この後、改良された台車にて室内走行試験が実施されたものの、この試験の途上において再び不具合を生じ、平成28年11月に開催された軌間可変技術評価委

員会において「現時点においてはそのまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていない」と評価されたことを受け、国からは、今後、検証走行試験の実施とコスト削減策の検討を行い、改めてことし初夏に耐久走行試験の再開について評価を受けることが表明されています。

こうした経過から、FGTの実現性について、新幹線開業を待望する住民の間には戸惑いや懸念が広がり、また、営業主体である鉄道事業者からも、次回の軌間可変技術評価委員会の評価結果によっては、全線フル規格化の検討が必要との姿勢が示されるなど、最終的な西九州ルートのあり方を早急に求める声が上がってきています。

よって、国におかれては、次のとおり対応されるよう強く要望します。

1 新幹線本来の時間短縮効果が発揮できるよう、山陽新幹線への直接乗り入れを確実に実現すること。

2 対面乗換方式が固定化することがないように、全線フル規格化を視野に入れた検討を早急にすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月20日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

以上です。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号 九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（今井泰照君）

挙手全員でございます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。ただいま可決されました発議第2号 九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、字句等の整理は議長に委任することに決定しました。

日程第30 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第30. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により申し出がっております。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成29年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員